

大阪市立東淀川区老人福祉センターの指定管理予定者の選定結果について

大阪市では、大阪市立東淀川区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたのでお知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人等名称 | 社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会 |
| (2) 所在地 | 大阪市東淀川区菅原4丁目4番37号 |
| (3) 代表者 | 会長 吉田 正則 |

2 指定予定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 募集・申請の経過

募集要項の配布期間

（又は配布開始日） 令和5年6月30日～8月31日

現地見学会 令和5年8月4日

申請書の受付期間 令和5年8月24日～8月31日

(2) 審査経過

第1回選定会議 令和5年6月21日

第2回選定会議 令和5年9月26日

(3) 申請団体

1 団体 社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果（配点を含む。）

申請団体名	選定項目	配点	選 定 委 員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人 大阪市東淀川 区社会福祉協 議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	55	46	51	49	48.67
	市費の縮減	30	30	30	29	29.67
	申請団体	5	5	5	5	5.00
	社会的責任・市の施策との整合	10	6	6	6	6.00
	合計	100	87	92	89	89.33

(5) 選定理由

大阪市立東淀川区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たっては、1団体から応募があり、それぞれ具体的な提案をいただきました。

大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から受けた事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定する選定基準に基づき総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、上記の団体が指定管理予定者として最適であると判断しました。

- ・参加者の少ない地域を分析した上で、アウトリーチ先を選定するなど丁寧に取り組を進めようとする姿勢は評価できる。
- ・今後は、提案のあった新たな取組について、着実な実施を期待する。

4 選定委員名・役職（五十音順）

後藤 英雄 認定NPO法人大阪府高齢者大学校ボランティアスタッフ

中磯 亜由美 公認会計士

野村 恭代 大阪公立大学都市科学・防災研究センター/大学院現代システム科学研究科教授

（ 担当：福祉局高齢者施策部高齢福祉課
電話：06－6208－8054 ）